



県章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（畜産課）…………… 1
- 家畜伝染病発生の報告（畜産課）…………… 1
- 家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等及び区域の指定（畜産課）…………… 1

## 告 示

### 沖縄県告示第2号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の伝染病のまん延を防止するため、次のとおり家畜の所有者に対し防止措置の実施を命ずる。

令和2年1月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 県内におけるCSF（豚コレラ）のまん延の防止
- 2 実施する区域 沖縄本島全域
- 3 実施の期日 令和2年1月9日から当分の間
- 4 実施すべき措置 消毒方法及びねずみ、昆虫等の駆除方法
- 5 実施方法 次に掲げる方法又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法
  - (1) 消毒方法 農場内（施設周囲及び農場敷地内）における消石灰の散布
  - (2) ねずみ、昆虫等の駆除方法 農場内における殺そ剤及び殺虫剤の散布

### 沖縄県告示第3号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和2年1月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

発生伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所（区域）	発生年月日
CSF（豚コレラ）	豚	患畜	393	うるま市	令和2年1月7日

### 沖縄県告示第4号

家畜伝染病予防法施行細則（平成12年沖縄県規則第31号）第13条第1項の規定により、移動を禁止する家畜等及び区域を次のとおり指定する。

令和2年1月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する家畜等 豚及びいのしし
- 2 指定する区域

(1) 移動を禁止する区域

ア 沖縄市（字池原、池原一丁目、池原二丁目、池原三丁目、池原四丁目、池原五丁目、字登川及び登川三丁目の区域に限る。）

イ うるま市（字天願、字宇堅、字安慶名、字川崎、字平良川、字昆布、字栄野比、みどり町一丁目、みどり町二丁目、みどり町三丁目、みどり町四丁目、みどり町五丁目、みどり町六丁目、字兼箇段、字田場、石川、石川伊波、石川山城、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川東恩納、石川東恩納崎、石川楚南、字西原及び字赤野の区域に限る。）

(2) 区域外への移動を禁止する区域

ア 沖縄市（字上地、上地一丁目、上地二丁目、上地三丁目、上地四丁目、字与儀、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、久保田一丁目、久保田二丁目、久保田三丁目、仲宗根町、住吉一丁目、住吉二丁目、字倉敷、八重島一丁目、八重島二丁目、八重島三丁目、南桃原一丁目、南桃原三丁目、南桃原四丁目、字古謝、字嘉良川、嘉間良一丁目、嘉間良二丁目、嘉間良三丁目、園田一丁目、園田二丁目、園田三丁目、城前町、字大工廻、字大里、大里一丁目、大里二丁目、字宇久田、安慶田一丁目、安慶田二丁目、安慶田三丁目、安慶田四丁目、安慶田五丁目、室川一丁目、室川二丁目、字宮里、宮里一丁目、宮里二丁目、宮里三丁目、字山内、山内一丁目、山内二丁目、山内三丁目、山内四丁目、字山里、山里一丁目、山里二丁目、山里三丁目、字御殿敷、明道一丁目、東一丁目、字松本、松本一丁目、松本二丁目、松本三丁目、松本四丁目、松本五丁目、松本六丁目、松本七丁目、字桃原、桃原一丁目、桃原二丁目、桃原三丁目、字森根、比屋根一丁目、比屋根二丁目、比屋根三丁目、比屋根四丁目、比屋根五丁目、比屋根六丁目、比屋根七丁目、字泡瀬、泡瀬一丁目、泡瀬二丁目、泡瀬三丁目、泡瀬四丁目、字白川、字知花、知花一丁目、知花二丁目、知花三丁目、知花四丁目、知花五丁目、知花六丁目、美原一丁目、美原二丁目、美原三丁目、美原四丁目、字美里、美里一丁目、美里二丁目、美里三丁目、美里四丁目、美里五丁目、美里六丁目、胡屋一丁目、胡屋二丁目、胡屋三丁目、胡屋四丁目、胡屋五丁目、胡屋六丁目、胡屋七丁目、諸見里一丁目、諸見里二丁目、諸見里三丁目、越来一丁目、越来二丁目、越来三丁目、高原一丁目、高原二丁目、高原三丁目、高原四丁目、高原五丁目、高原六丁目、高原七丁目、泡瀬五丁目、泡瀬六丁目、海邦一丁目、海邦二丁目、海邦町、照屋一丁目、照屋二丁目、照屋三丁目、照屋四丁目、照屋五丁目、登川一丁目及び登川二丁目の区域に限る。）

イ うるま市（喜仲四丁目、字喜屋武、字塩屋、字大田、字宮里、字川田、字州崎、字上江洲、与那城、与那城中央、与那城屋平、与那城屋慶名、与那城照間、与那城西原、字仲嶺、字具志川、字前原、勝連内間、勝連南風原、勝連平安名、字江洲、石川一丁目、石川二丁目、石川嘉手苺、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、字豊原、字赤道、字高江洲、喜仲一丁目、喜仲二丁目及び喜仲三丁目の区域に限る。）

ウ 恩納村（字仲泊、字富着、字前兼久、字安富祖、字山田、字恩納、字瀬良垣、字真栄田及び字谷茶の区域に限る。）

エ 金武町（字伊芸、字屋嘉及び字金武の区域に限る。）

オ 読谷村（字伊良皆、字古堅、字喜名、字大木、字大湾、字座喜味、字楚辺、字比謝、字比謝疋、字牧原、字親志、字長浜及び字長田の区域に限る。）

カ 嘉手納町（字久得、字嘉手納、字国直、字屋良、屋良一丁目、字東、字水釜、字野国及び字野里の区域に限る。）

キ 北谷町（字吉原、字桑江、字上勢頭及び字下勢頭の区域に限る。）

ク 北中城村（字屋宜原、字島袋、字比嘉、字渡口及び字美崎の区域に限る。）

3 禁止期間 令和2年1月8日から当分の間

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--